令和８年（フ）第５９９号
埼玉県吉川市大字下内川126番地３
債務者　齊藤　ひな
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３０２号
埼玉県児玉郡神川町大字下阿久原218番地32
債務者　松本　裕明
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３２号
千葉県香取市玉造三丁目３番地８　ホワイトハウスフォーレント・ユウ　206
債務者　柏熊　　陽
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
千葉地方裁判所佐原支部

令和８年（フ）第１７３６号
横浜市泉区和泉が丘３丁目32番13号
債務者　中島　良治
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１３６号
横浜市神奈川区三ツ沢上町６番８―304号
債務者　林　比呂子
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６９号
川崎市高津区坂戸２丁目９番２―108号　高津レジデンス
債務者　矢澤千久紗
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
愛知県蒲郡市本町東147番地
債務者　木村　利男
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第４１９号
大阪府岸和田市南町16番23号　シャトー岸和田201号
債務者　大南　久美
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４２４号
大阪府和泉市伏屋町二丁目７番20―207号
債務者　粕谷真由子（旧姓岩永）
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４２８号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目７番20号
債務者　長原　明男
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４２号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番３―106号
債務者　長谷川由里
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５０９号
大阪府和泉市室堂町1144番地の１（グランコート光明池509号室）
債務者　勝島　陸夫
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５１０号
大阪府和泉市伯太町四丁目15番84号、前住所大阪府和泉市鶴山台三丁目４番４―102号
債務者　加田野由美
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５１３号
大阪府泉南市樽井８丁目14番22―305号
債務者　藤山　綾鼓
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５１５号
大阪府阪南市尾崎町１丁目15番15号
債務者　粟津千恵子
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５１７号
大阪府岸和田市春木若松町７番38―206号
債務者　西本美沙紀
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５２３号
大阪府泉大津市千原町２丁目７番９号
債務者　橋本まどか
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５２４号
大阪府岸和田市土生町4205　シエル・タデハラ103、住民票上の住所大阪府岸和田市葛城町898番地の25
債務者　田上　祐加
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係